

名古屋都市計画公園の変更（日進市決定）

都市計画公園に2・2・2458号香久山西部1号公園ほか2公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	2・2・2458	香久山西部1号公園	日進市梅森町新田	約0.22ha	
街区公園	2・2・2459	香久山西部2号公園	日進市梅森町株山 日進市梅森町新田	約0.18ha	
街区公園	2・2・2460	香久山西部3号公園	日進市梅森町新田	約0.16ha	

「区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

日進市において、日進香久山西部土地区画整理事業により確保された用地を、街区公園として追加し、地域住民の利用に供するものである。

## 理由書

(香久山西部1号公園、香久山西部2号公園、香久山西部3号公園)

### 1. 都市の将来における施設の位置付け及び都市計画の必要性

日進市では、「第6次日進市総合計画」において、将来の都市像を「ともに暮らす 私たちがつないで創る 人とみどりを大切にするまち 日進」としています。この将来都市像実現のため、計画的に公園が整備されているとともに、地域ぐるみで公園・緑地等の美化活動が進められ、市民の憩いの場が形成され、緑と調和した良好な景観が形成されだれもが生活に豊かさを感じ、住みたいまちとなることを目標とするまちの姿としています。

令和3年に策定された「日進市都市マスタープラン」の地域別構想において、市民の憩いの場、健康増進、子育て支援等に必要な公園・緑地については、施設利用の安全確保を最優先に行いつつ、地域と協力して身近に利用できる公園・緑地等の確保を図ることとしています。さらに、具体的な整備方針で、香久山西部地区内に整備すべき公園を最優先に検討することと位置付けています。

土地区画整理事業等により活発な住宅市街地が展開しつつあり、住民増加が想定されるなか、今回都市計画決定する3公園は平成29年8月22日に認可された日進香久山西部土地区画整理事業地内に整備される公園で、良好な住環境の形成を図るために都市計画決定するものであります。

### 2. 位置・区域の妥当性

公園の配置にあたっては、日進香久山西部土地区画整理事業により整備される市街地と既成市街地による公園利用者を考慮して、土地区画整理事業区域の街区公園は、配置間隔に片寄りがないよう区域ごとに配置しているため、位置は妥当であります。

#### ① 香久山西部1号公園（街区公園）

土地区画整理事業区域の北西部地域や既成市街地の人々の利用に供することを目的に配置します。

#### ② 香久山西部2号公園（街区公園）

土地区画整理事業区域の北東部地域や既成市街地の人々の利用に供することを目的に配置します。

#### ③ 香久山西部3号公園（街区公園）

土地区画整理事業区域の南部地域や既成市街地の人々の利用に供することを目的に配置します。

### 3. 規模の妥当性

土地区画整理事業においては、土地区画整理法により、区域面積の3%以上の公園面積を確保する必要があるため、日進香久山西部土地区画整理事業の面積18.05haの3%に相当する0.54ha以上となる約0.56haを公園面積として確保しています。

街区公園である香久山西部1号公園、香久山西部2号公園、香久山西部3号公園は、広場、遊具、植栽等を設定しており、配置間隔に片寄りがないよう、区画道路等で囲まれた地域ごとに分散して配置しているため、規模は妥当であります。

#### ① 香久山西部1号公園（街区公園）

第一種低層住居専用地域内にあり、身近な憩いの場として面積約0.22haとします。

#### ② 香久山西部2号公園（街区公園）

第一種住居地域内にあり、身近な憩いの場として面積約0.18haとします。

#### ③ 香久山西部3号公園（街区公園）

第一種住居地域内にあり、身近な憩いの場として面積約0.16haとします。